

## 勤務条件に関する措置の要求に関する規則

平成28年3月25日  
公平委員会規則第2号

### (目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (勤務条件に関する措置の要求)

第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求(以下「措置の要求」という。)をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員(以下「要求者」という。)が記名押印して正副各1通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。

- (1) 要求者の職及び所属並びにその氏名
- (2) 要求事項
- (3) 措置の要求をしようとする理由
- (4) 要求者又はその者の属する職員団体が要求事項についてすでに当局と交渉(法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。)を行った場合には、その交渉経過の概要

### (措置の要求の調査等)

第3条 措置要求書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項及び添付資料並びに要求事項等について調査し、その要求を受理するかどうかについて決定を行わなければならない。

2 公平委員会は、前項の決定を行う前に、要求者に対して要求事項について当局と交渉を行うようすすめることができる。

3 公平委員会は、要求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、当局に措置要求書の副本を送付するものとし、要求を却下すべきものと決定したときは、その旨を要求者に通知するものとする。

### (審査)

第4条 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、要求者その他事案に関係のある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対し書類若しくはその写しの提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

### (審査の併合及び分離)

第5条 公平委員会は、当事者の申請又は職権により、同一又は相関連する事案に係る数個の措置の要求を併合して審査することを適当と認めるときは、これを併合して審査することができる。

2 公平委員会は、必要があると認めるときは、併合した審査を分離することができる。

3 前2項の規定により、審査を併合し、又は分離して行う場合においては、公平委員会は、その旨を当事者に通知するものとする。

(あっせん)

第6条 公平委員会は、事案について判定を行うまでの間、職権又は当事者からの申立てにより、あっせんをすることができる。

(要求の取下げ)

第7条 要求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

(審査の打ち切り)

第8条 公平委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(判定)

第9条 公平委員会は、審査を終了したときは、速やかに判定を行い、これを書面に作成して要求者及び必要があると認めるときは、当局に送付しなければならない。

(勧告)

第10条 公平委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写しを同時に要求者に送付するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、措置の要求の審査の手續等に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。